

令和5年度埼玉県サービス管理責任者等更新研修 実施要領

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という)及び児童福祉法に基づく障害福祉サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者(以下「サービス管理責任者等」と呼ぶ。)の養成及び資質の向上を図ることを目的とします。

2 実施主体

埼玉県

ただし、有限会社プログレ総合研究所に委託して実施します。

3 受講対象者(以下の①～③をすべて満たす者)

① 県内の事業所に従事する者(従事しようとする者)

※所属事業所が他県の場合は、いかなる場合も申し込みいただけません。

② 平成31年3月31日までに相談支援従事者初任者研修(講義部分)又は相談支援従事者初任者研修を修了した者

③ 平成31年3月31日までにサービス管理責任者等研修を修了した者

※平成30年度以前にサービス管理責任者等研修を修了した者のうち、初回のサービス管理責任者等更新研修が未修了の者については、令和6年3月31日までに更新研修を修了する必要があります(未修了の場合は資格が失効します)。

※令和5年度末までの経過措置として、初回の更新研修は受講要件なしで研修を受講することができます。2回目以降については、下記の受講要件が必要となります。

(1) 現にサービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)、管理者又は相談支援専門員として従事している者

(2) 過去5年間において通算して2年以上のサービス管理責任者(児童発達支援管理責任者、管理者又は相談支援専門員)として従事していた者

4 研修内容・日程等

サービス管理責任者等更新研修(1日間)

定員 各日程 250名程度

内容 ・障害福祉の動向に関する講義
・サービス提供の自己検証に関する演習

※サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習については省略します。

WEB 演習（1日間）

内容	研修期間	研修時間
演習 A 日程	令和 5 年 6 月 21 日（水）	9 : 15 ~ 17 : 15 （うち昼食時間 1 時間）
演習 B 日程	令和 5 年 6 月 26 日（月）	
演習 C 日程	令和 5 年 7 月 10 日（月）	
演習 D 日程	令和 5 年 7 月 20 日（木）	
演習 E 日程	令和 5 年 8 月 17 日（木）	
演習 F 日程	令和 5 年 8 月 23 日（水）	
演習 G 日程	令和 5 年 11 月 13 日（月）	
演習 H 日程	令和 5 年 11 月 16 日（木）	
演習 I 日程	令和 5 年 12 月 11 日（月）	
演習 J 日程	令和 5 年 12 月 15 日（金）	

※ WEB 演習受講前に必要な事前課題があります。

※ WEB 演習終了後に必要な WEB 講義及び修了申請があります。

※ WEB 演習受講には、パソコン（タブレット・スマートフォン不可）・ヘッドホン（マイク付きイヤホン可）での受講が必要です。オンライン演習上で記録を取る場面があります。キーボードが付いているパソコンを用意してください。

※ 演習日程の選択はできません。受講決定された演習受講日の変更は原則できませんので、あらかじめ御了承ください。

5 受講費用

3,000円（研修資料代等）及び振込手数料

※ 受講費用は、受講決定通知に同封する振込払込書にてお支払いしていただきます。

※ 自己都合による受講辞退の場合は、いかなる理由があっても返金いたしません。

※ 実習課題の作成・提出、WEB 講義の視聴、オンライン演習参加にかかる費用（通信費等）は受講者の自己負担となります。

6 修了証書の交付等

(1) すべての研修の修了者に対して、修了証書を交付します。

(2) 研修修了者については、埼玉県が名簿を管理します。

(3) 修了証書は、特定記録での郵送とします。原則、電子申請された所属事業所所在地に送付します。個人への郵送はできません。

※ 本研修の修了証書は研修の修了を証明するものであって、サービス管理責任者等として必要な経歴等を証明するものではありませんので、御留意ください。

※ 修了証書は再発行しませんので、紛失しないよう保管してください。

7 応募要領

(1) 申込方法

1 電子申請 と 2 申込書類送付の両方の申込が必要です。下記手順にて申請してください。

1. 電子申請 下記 URL より **電子申請** してください。
受講希望者 1 名につき 1 回の電子申請が必要です。電子申請の完了後、所属事業所等メールアドレス宛に受講希望者毎の受付番号が自動発信されます。
受付番号は送付書類に記入が必要となりますので、大切に保管してください。

電子申請先 有限会社プログレ総合研究所

「受講申込書」(様式 1 号) の内容を下記の有限会社プログレ総合研究所のホームページから電子申請してください。(様式 1 号の郵送提出は不要です)

研修に係る書類には、電子申請に基づく表記で記載を行います。
研修に係る書類は、電子申請された所属事務所所在地に発送します。

2. 下記 1 から 5 の申込書類を番号順に折らずに送付してください。

※ 申込書類 1、2、5 の様式は、プログレ総合研究所ホームページよりダウンロードして使用ください。

※ 角型 2 号封筒 (24 cm × 33.2 cm) A4 用紙が入る封筒を使用してください。

※ 郵送書類に不足がある場合は、受講できません。

1	チェックリスト (A4 1 枚)
2	受講申込・推薦確認書
3	修了証書等の写し 2 枚又は 3 枚 ※ 1
4	氏名が変わったことが分かる書類 (該当者のみ) ※ 2
5	返信用切手 (返信用を専用用紙に貼付したもの) ※ 3

同封する書類について

※ 1 修了証書等の写し 2 枚または 3 枚

以下の①及び②あるいは①、③及び④を提出してください。

① サービス管理責任者研修または児童発達支援管理責任者研修修了証書の写し

② 相談支援従事者初任者研修 (講義部分) 受講証明書又は相談支援従事者初任者研修修了証書の写し

③ 旧障がい者ケアマネジメント研修修了証書の写し

④ 相談支援従事者初任者研修 (1 日課程) 修了証書の写し

* 修了証書の紛失により写しを提出できない場合

【上記研修を埼玉県で受講した方】

・①②④を紛失した場合は、紛失届を提出してください。なお、紛失届を提出した者は、7 (3) の期日までに受講決定通知を発送できない場合があります。

・③を紛失した場合は、埼玉県総合リハビリテーションセンターに修了証明を依頼し添付してください。

【埼玉県以外で受講した方】

・受講した都道府県に修了証明を依頼し添付してください。

※2 修了証書等に記載されている氏名から変更となっている場合には、氏名が変わったことが分かる書類を合わせて御提出ください。

※3 2名以上申し込まれる場合は、1人につき1枚ずつ台紙が必要です。

郵送先

〒330-0846

埼玉県さいたま市大宮区大門町3-88 逸見ビル1階

有限会社プログレ総合研究所 埼玉県障害福祉従事者等研修担当あて

*「サービス管理責任者等更新研修書類在中」と朱書きしてください。

(2) 応募期限

電子申請：令和5年5月25日(木)までに入力

郵送：令和5年5月26日(金) 消印有効

(3) 受講決定通知

受講決定通知は、令和5年6月2日(金)に電子申請された所属事業所所在地宛に投函いたします。受講者は、同封する振込用紙にて令和5年6月16日(金)までに受講費用を振り込んでください。期日までに振り込みが確認できない場合は、受講辞退とみなします。

8 受講上の注意

(1) 演習前事前課題について

演習事前課題が期日までに提出がなされない場合は、他の日程への変更を含めて受講ができなくなります。

※演習事前課題の提出期日は受講決定通知に記載されています。

(2) 欠席、遅刻、早退及び通信障害における途中離脱等について

WEB演習における、欠席、遅刻、早退等や、WEB演習が通信障害等により受講できなくなった場合は、研修内容のすべてを受講できなかったと判断し、原則として修了とは認められません。

(3) WEB演習における有線接続について

WEB演習については、原則有線LANでの受講といたします。無線LANは通信障害となる場合が多いため、スマートフォンやタブレットでの受講はできません。また、演習中は受講者の映像、音声は正常に通信できる環境及び機器が必要です。

(4) 演習進行の妨げになる発言・行動等について

WEB演習中、進行の妨げになる発言・行動又は研修に参加する意欲がないと感じられた場合(居眠り・携帯電話の私的利用・演習中のグループ討議等における途中離脱や終始無言等)、退場していただくことがあります。この場合、修了証書は発行いたしません。

【お問い合わせ先】

有限会社プログレ総合研究所 埼玉県障害福祉従事者等研修事業担当

〒330-0846 埼玉県さいたま市大宮区大門町3-88 逸見ビル1階

電話番号：048-640-4401

048-871-6196 ※臨時回線 5/8～5/26 まで

FAX番号：048-640-4408

メールアドレス：s-shougai@omiya-fukushi.co.jp

U R L : <http://www.omiya-fukushi.co.jp>